

令和3年(2021年)4月24日

保護者 様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

緊急事態宣言の発令に伴う市内小中学校の対応について

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る緊急事態宣言が京都府に再発令されたことに伴い、京都府において4月25日から5月11日まで緊急事態措置が講じられることになりました。

つきましては市内小中学校において、当該緊急事態措置に沿って、下記のとおり教育活動を行うこととします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 教育活動について

- (1) 現時点では、臨時休業は行いません。
- (2) 感染防止対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動の一部は行わないこととします。なお、修学旅行等宿泊を伴う行事の実施については現在検討中のため、決定し次第、各学校から連絡します。
- (3) 中学校部活動は、府立学校の措置に準じて次のとおりとします。
 - ア 参加者は自校生徒のみ
 - イ 活動は校内のみ
 - ウ 平日・休日とも2時間以内
- (4) 児童生徒に感染が確認された場合は、臨時休業、学年閉鎖等の措置を講じます。

2 ご家庭へのお願い

- (1) 緊急事態宣言の発令に伴い、ご家庭でも「学校の新しい生活様式」及び「緊急事態措置」を踏まえた感染症対策をお願いします。
 - ・感染リスクの高い場所への外出は控える。
 - ・不要不急の外出は控える。
 - ・外出の際は、マスクの着用、手洗い実施を徹底する。
- (2) お子様や同居家族の感染が確認または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校に報告をお願いします。
なお、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とします。
- (3) お子様の健康管理には十分に注意いただき、お子様やご家庭の方で発熱等の風邪症状が見られる場合には、登校を控えていただくようお願いします。

3 その他

- (1) 留守家庭児童会におきましても、通常どおりに運営を行います。
- (2) 今後状況の変化があった場合は、京田辺市教育委員会ホームページ等によりお知らせします。